

答 申

第1 審査会の結論

公立大学法人福島県立医科大学（以下「実施機関」という。）が、平成19年5月23日付け19医大企第22号で行った公文書一部開示決定において、不開示とした部分のうち法人等の名称については、「共同研究者の同意を得て法人等の名称を既に開示し、不開示の理由がないもの」及び「共同研究契約書に秘密の保持条項のないもの、同条項の有効期間の定めのないもの及び同条項の有効期間が経過しているものは、第三者照会も含めて、個別、具体的に検討し、不開示とする理由が認められないもの」は、開示すべきである。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は、平成19年5月9日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し「医学部臨床系部門において、平成14年度から18年度に受け入れた民間等との共同研究の申込者、受け入れ金額、受け入れ教官又は受け入れ講座がわかる台帳に類する文書」の開示を求めて公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 これに対して実施機関は、平成15年度共同研究関係契約一覧表、平成16年度受託・共同研究関係契約一覧表、平成17年度共同研究関係契約一覧表及び平成18年度共同研究台帳（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、平成19年5月23日付けで、不開示とする部分及び理由を次のとおりとし、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
 - (1) 平成15年度共同研究関係契約一覧表及び平成16年度受託・共同研究契約一覧表
 - ア 不開示とする部分
 - (ア) 「相手方」及び「研究題目」欄の項目
 - (イ) 「研究題目」欄の項目
 - イ 不開示とする理由
 - (ア) 条例第7条第3号該当 法人等に関する情報であり、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。
 - (イ) 条例第7条第6号該当 財産上の利益を不当に害するおそれがあるため。
 - (2) 平成17年度共同研究関係契約一覧表
 - ア 不開示とする部分
 - (ア) 「相手方」及び「研究題目」欄の項目
 - (イ) 「担当講座等」欄のうち地方公務員以外の者
 - イ 不開示とする理由
 - (ア) 条例第7条第3号該当 法人等に関する情報であり、開示することにより、当

該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。

(イ) 条例第7条第2号該当 個人の氏名については、個人に関する情報であって、当該情報の内容により、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。

(3) 平成18年度共同研究台帳

ア 不開示とする部分

(ア) 「研究課題」、「共同研究者」及び「連絡先」欄の項目

(イ) 「研究担当者」欄のうち地方独立行政法人以外の者

イ 不開示とする理由

(ア) 条例第7条第3号該当 法人等に関する情報であり、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。

(イ) 条例第7条第2号該当 個人の氏名については、個人に関する情報であって、当該情報の内容により、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。

3 異議申立人は、本件開示請求に対する本件処分を不服とし、平成19年7月4日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立書を提出した。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成15年度共同研究関係契約一覧表、平成16年度受託・共同研究契約一覧表及び平成17年度共同研究関係契約一覧表において、「相手方」欄の項目を開示しないと決定した処分を、「相手方」欄の項目を開示する」処分に、平成18年度共同研究台帳において、「共同研究者」欄の項目を開示しないと決定した処分を、「共同研究者」欄の項目を開示する」処分に、それぞれ変更するとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書を総合すると、次のとおりである。

(1) 実施機関は、本件対象公文書のうち、相手方あるいは共同研究者（以下「共同研究者」という。）名については、法人等に関する情報であり、開示することにより、条例第7条第3号に該当するとして不開示としている。しかし、本号には「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く」というただし書の規定がある。大学の医学部・医学研究科等で実施される共同研究は、新しい治療方法の研究や新薬の開発など、まさに人の生命、身体、健康に直結する内容の研究である。このような研究が不適切な形で実施されていれば、人の生命、健康に害をもたらす危険もある。公的な法人である実施機関は、人の生命や健康

に直接かかわる研究に、どのような法人が、いくら資金提供を行っているか、社会に対して説明する責任があり、この説明責任は企業等の利益よりも優先されるべきである。実施機関は、むしろ、本号ただし書を適用して、共同研究者名を開示すべきである。

- (2) 実施機関は、本号ただし書の規定に該当する情報があるとすれば「研究題目」が最も関連する情報であり、共同研究者名の開示がなぜ「人の生命、健康、生活又は財産を保護」することになるのか不明であるとしている。

今回の開示請求は、人の生命や健康にかかわる研究についての研究者と企業との関係を調査する目的があり、共同研究を申し込んだ法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することを目的に開示請求をしているのではない。

仮に共同研究の研究題目、研究目的及び内容などの全容が明らかになった場合、共同研究を申し込んだ法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することがあるかもしれないが、共同研究者名を公開しただけでは、共同研究者である法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することにはならない。

最先端の治療や国内の診療指針作りに関与する大学病院の医師と製薬会社等の企業が癒着関係にあり、そのことによって治療法や治療方針がゆがめられているとすれば、それは人の生命、健康、生活に深刻な影響を与える。そのような疑念を払拭するためにも、公共的な性格を持つ大学法人が、どの企業からどのように資金提供を受け、どのような規模の研究をしているかについては、できる限り透明にすべきである。あらゆる疑いを払拭するために情報を公開するのが利益相反マネジメントの基本理念であり、開示請求理由もまさにここにある。一方で、個別の研究内容については、各企業の経営戦略上保護すべき情報が含まれることも意識しており、それが研究内容の開示請求を見送った理由である。

- (3) 同様の開示請求を医学部のある全国の国公立大学に対して一律に行ったが、このうち、東北大、岐阜大、大阪市立大（情報提供に切り替えて公開）、佐賀大は、共同研究者についても全面公開する決定を行った。公開した理由は通知書に記載されていないが、例えば開示文書に研究題目が含まれていた岐阜大学の場合、研究題目は不開示の決定を下し、その理由として、共同研究契約は、大学の共同研究取扱規則で「秘密の保持」を規定しているため、研究題目を公開すると、共同研究者の研究開発情報が他の企業等に推測され、共同研究者である法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると理由を説明している。つまり、岐阜大学では、共同研究を受け入れる際に「秘密の保持」の規定があったとしても、共同研究者名の公表がこれに該当しないと判断したものと思われる。仮に共同研究を受け入れる際に秘密の保持などの規定が事前にあったとしても、共同研究者名はこれに該当しないと考えている。

また、同様の開示請求の結果、最も多かった開示決定が、共同研究者である法人等に第三者照会をした上で、法人等の了解を得たものについては公開するという決定であった。実際の開示内容を検討した結果、多くの大学法人で7～8割が開示されており、この結果は、契約時に秘密の保持規定があった大学法人でも変化がなかった。

開示請求は、共同研究者である法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を最

大限考慮して開示請求を行っているが、共同研究者が開示に同意した事項については、不開示とする理由はない。

実施機関についても共同研究者名、受入れ金額について全面不開示とする決定を変更し、少なくとも第三者照会を行い、共同研究者が同意した事項については開示すべきである。

- (4) 実施機関が、共同研究者名を公表することで、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとしているが、当該法人等の利益等がどのように害されるのか、そしてその不利益は、社会への説明責任に比べて重いものなのか、実施機関は、個別、具体的に立証する必要がある。

前述した通り、医学部のある全国のすべての国公立大学法人に対して同様の開示請求を実施したが、うちいくつかの大学法人は、共同研究者である当該法人等に確認した上で共同研究者の同意が得られた場合は公表するという決定を行った。

これらの大学法人の開示文書を見ると、少なくとも半数以上、多い大学法人ではほとんどの共同研究者名が公表されていた。このことは、少なからぬ民間法人等が、共同研究者名が公開されても、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないと判断したことの証左ではないかと受け止めている。

ちなみに、外務省が報償費（外交機密費）の支出についての文書を全面的に不開示とした決定を取り消して、開示を命じた東京地裁（平成18年2月28日）では、「文書を開示した場合に弊害が発生するおそれがあるかどうか、個別に検討することなく、すべてを不開示とすることは許されない」と指摘した上で、外務省に対して「不開示理由の立証が尽くされていない」と断じている。この判示は正しく、実施機関が共同研究者のうち、法人等の名称を一律に不開示とした判断にも当てはまる指摘である。

- (5) 文部科学省が平成18年3月に作成した「臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）では、生命科学系大学、研究機関、病院などの施設・機関が実施する臨床研究は、極めて倫理性と専門性が高く、透明性、信頼性、そして高度な専門性を担保として実施されることが求められるとした上で、当該組織及び所属個人の利益相反に係る情報開示を行い、社会への説明責任を果たすことが求められているとしている。大学法人が企業等と連携して行う臨床研究は、利益相反にかかわる事項であり、内部で適正に管理を行うことはもちろん、社会の求めがあった場合は、適切に情報開示すべきである。
- (6) 公共的な存在である国公立大学法人に対し、民間法人等が共同研究を申し込んだ場合、単なる民間企業間の共同研究とはその意味づけが違ってくる。ましてや、人の生命を扱う医学分野の臨床研究は、人の生命、健康に直結する研究であり、このような研究に対する社会の目は近年、急速に厳しくなっている。こうした臨床研究の透明性を確保するための情報公開の重要性について、公的な法人である実施機関が、現在の社会情勢を踏まえて処分を変更をするよう、再検討することを強く望んでいる。

第4 実施機関の説明

実施機関が、本件対象公文書の一部開示とした理由は、一部開示決定理由説明書及び口頭による説明を総合すると、次のとおりである。

1 条例第7条第3号該当性

- (1) 本件対象公文書の共同研究者である法人等の名称については、本号アの規定に基づき、「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」として、不開示の決定をした。
- (2) 異議申立人は、「大学の医学部・医学研究科等で実施される共同研究は、まさに人の生命、身体、健康に直結する内容の研究であるとして、本号ただし書の規定により、共同研究者名を開示すべきであるとしている。しかし、本号ただし書の規定に該当する情報が存在するとすれば、「何の研究を共同で行っているか」という「研究題目」が最も関連する情報であると思われるが、「研究題目」は後述の理由により不開示しており、また、不開示に対する異議申立ても出されていない。今回、「共同研究者名」の不開示について異議申立てがあったが、「だれと共同研究を行っているか」を開示することにより、なぜ「人の生命、健康、生活又は財産を保護」することになるのかが不明であり、本号ただし書の規定に該当するとは考えられない。
- (3) 異議申立人は、「共同研究者名を公開しただけでは、申し込んだ法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することにはならない」としている。

しかしながら、共同研究は、実施機関が法人等から研究経費を受入れ、共同で実施するものであり、だれとどのような研究を行っているかが明らかになれば、共同研究者である法人等の課題や経営戦略などの内部情報が第三者に推測されるおそれがある。今回、研究題目については異議申立ての対象になっていないが、既に受入講座等については開示していることから、更に共同研究者である法人等の名称を開示することにより、当該法人等がどのような分野で研究を進めているかという、法人等の内部情報についての推測が可能となり、共同研究者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することになる。
- (4) 異議申立人がほかに申し立てをした奨学寄附金に係る異議申立書で、「寄附は、共同研究や受託研究と異なり、見返りを求めない善意に基づいた行為であり、そこから利益が生じることはないはずであり、したがって、寄附という行為に付随する権利も発生せず、公開されても競争上の地位を害するとも考えられない。」と論述しており、異議申立人も、「共同研究、受託研究については、公開されることにより競争上の地位を害する」との認識を有しているように読み取れる。
- (5) 共同研究契約書においては、公立大学法人福島県立医科大学共同研究取扱細則（以下「共同研究取扱細則」という。）に定める標準様式により（平成18年度の地方独立行政法人化（以下「法人化」という。）前については、福島県立医科大学受託研究取扱規程（以下「受託研究取扱規程」という。）に定める標準様式）、機密・秘密保持についての条項を盛り込んでおり、共同研究者からの同意を得るなど、本条項の例外規定に該当しない限り、共同研究者名についても開示できない。

2 その他

国のガイドラインにおいては、「教育・研究という学術機関としての責任と、産学連携活動に伴い生じる個人が得る利益とが衝突・相反する状態」を利益相反と定義しているが、ガイドラインは、各大学等がルールを策定する場合の参考となる指針として公表

されたものであり、どのような案件を利益相反状態とみなすかなどの具体的なルールについては、各大学に任されている。

実施機関においては、利益相反に関する規程等はまだ策定しておらず、どの案件が利益相反に該当するかという個別・具体的な検討も行っていない。したがって、利益相反を理由として情報公開はできないのが現状である。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、共同研究取扱細則（法人化前は受託研究取扱規程）に基づいて、実施機関が民間機関等から研究者及び研究経費等を受け入れて、実施機関の教員が民間機関等の研究者と共通の課題について共同して行う研究、又は実施機関及び民間機関等において共通の課題について分担して行う研究で、実施機関において、民間機関等から研究者及び研究経費等、又は研究経費等を受け入れるものについて一覧にした文書である。本件対象公文書は、各年度の様式及びその項目にバラツキがあるが、研究課題、受入講座等、研究代表者、研究担当者、共同研究者、研究費及び研究期間等の項目があり、実施機関が受け入れた共同研究に関する情報が項目ごとに記載されている。

2 条例第7条第3号の該当性について

(1) 条例第7条第3号本文について

ア 本号は、法人等の正当な事業活動の自由を保障するため、当該事業に関する情報で、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を不開示とすることを定めたものである。

イ 実施機関は、本件対象公文書に記載された共同研究者である法人等の名称については、本号アの規定に基づき、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するとして不開示の決定をした。

ウ 実施機関の平成16年度以後の契約書の標準様式には、秘密の保持条項が盛り込まれており、成果品の公表についてもこの秘密の保持条項を遵守し共同研究者の同意を得た上で行うこととされている。また、法人化前は共同研究取扱規程は定めておらず、受託研究契約書の標準様式を準用しつつ、契約の相手方との協議により契約書を作成している。法人化以後の契約書の標準様式には、秘密の保持条項の有効期間が盛り込まれているが、法人化前の平成16、17年度の契約書の標準様式には、秘密の保持条項の有効期間が盛り込まれていない。平成15年度以前の契約書の標準様式にあつては、秘密の保持条項及びその有効期間が盛り込まれていない。

そもそも契約に関し秘密の保持条項を盛り込んでいるのは、研究内容を保護する必要があるからであり、共同研究者名も保護の対象とされている。契約上保護されている共同研究者である法人等の名称が開示されると、実施機関と当該法人等との契約行為が明らかになり、また、既に開示されている研究代表者、受入講座等、研究費等と、実施機関により公表されている所属職員の研究テーマ、研究内容等の情報と照合することにより、どのような研究が行われているか推測が可能となり、法人等が取り組んでいる内容を推測することができ、当該法人等の経営戦略上の内部情報を推測し得る

と考えられる。

したがって、原則として、法人等の名称は、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、本号に該当する。

ただし、実施機関が学会や論文等の発表に関し、共同研究者である法人等の同意を得て法人等の名称を公開している場合は、あえて不開示とする理由がなく、開示すべきであることから、当審査会において、公表の状況について実施機関に確認したところ、実施機関からは、こうした状況については一元的な把握をしていないということであった。実施機関は、個別に法人等の名称を公表しているものを把握し、法人等の名称を公表しているものは開示すべきである。

また、実施機関は法人等の名称の開示について、契約書に秘密の保持条項を盛り込んでおり、法人等からの同意を得るなど、本条項の例外規定に該当しない限り、法人等の名称は開示することはできないとしているが、平成15年度以前の契約で、秘密の保持条項が盛り込まれていない契約、ないし法人化以降の契約書標準様式に定められているような秘密の保持条項の有効期間の定めのない契約、又は、契約様式に定める秘密の保持条項の有効期間が経過しているものについては、実施機関が主張するような保護の必要性の程度が不明確である。したがって、そのような契約については、実施機関は、条例第15条第1項に規定する第三者照会も含めて、個別・具体的に検討を行い、不開示とする理由のないものについては、法人等の名称を開示すべきである。

(2) 条例第7条第3号ただし書該当性について

ア 本号ただし書は、法人等又は事業を営む個人の事業活動によって危害（公害、薬害等）が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、危害の未然防止、拡大防止又は再発防止を図り、その危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である情報については、開示することを定めたものである。

イ 異議申立人は、大学医学部等で行われる共同研究は、人の生命や健康に直接かわる研究であり、本号ただし書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」の規定を適用して開示すべきであるとしている。

ウ 本号ただし書の解釈等については前記アのとおりであり、本件対象公文書に記載された法人等の名称は、人の生命、健康、生活又は財産の保護に直接かわる性質の情報ではなく、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である情報とは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他にも種々主張をしているが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、実施機関においては、県が設立した地方独立行政法人として、適正かつ円滑な研究活動の遂行を図ることは当然のことであるが、一方では、実施機関が行う研究等に係る情報公開の意義を認識して、適正な情報公開制度の運用に努めるよう付言する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成19年 8月 8日	・ 諮問書受付
平成19年 8月 8日	・ 実施機関に一部開示決定理由説明書の提出を要求
平成19年 8月31日	・ 実施機関から一部開示決定理由説明の提出
平成19年 8月31日	・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成19年 9月27日	・ 異議申立人から一部開示決定理由説明書に対する意見書の提出
平成19年10月 4日	・ 実施機関に一部開示決定理由説明書に対する意見書を送付
平成19年10月22日 (第146回審査会)	・ 異議申立ての経過説明 ・ 審議
平成19年11月19日 (第147回審査会)	・ 実施機関から一部開示決定理由について聴取 ・ 審議
平成20年 1月28日 (第149回審査会)	・ 審議
平成20年 1月29日	・ 実施機関へ質疑等の照会
平成20年 2月18日	・ 実施機関から質疑等の回答
平成20年 3月 3日 (第150回審査会)	・ 審議
平成20年 3月25日 (第151回審査会)	・ 審議
平成20年 5月21日 (第153回審査会)	・ 審議
平成20年 6月26日 (第154回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏名	現職等	備考
浅野かおる	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
有我 健司	元福島県監査委員	
今野 博美	福島地方裁判所民事調停委員	会長職務代理者
佐藤 初美	弁護士	
富田 哲	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会長